

回 覧 令和5年8月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈重要〉	1	◆町役場庁舎南側駐車場の舗装工事を行います
〈募集〉		◆三股町文化の祭典「童謡まつり」の参加者を募集します
	2	◆都城高専公開講座「中3から学べる量子力学」の受講生を募集します
〈お知らせ〉		◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験(第1回)を実施します
	3	◆65歳以上の人は宮崎交通路線バスに1回200円で乗車できる、お得なシニアパスを利用しませんか？ ◆チェーンソー特別教育講習を開催します
	4	◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します
	5	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
	6	◆体力テスト【無料】を実施します あなたのカラダ年齢を測ってみましょう！！



August



◆子育て支援の財源にはふるさと納税が活用されています

ふるさと納税は、●子ども医療費助成事業

●保育料負担軽減事業(9月から、3歳未満の第1子の保育料を無償化)

●子育て世帯支援(中学生対象)学校給食費負担軽減事業

など、本町が実施する子育て支援事業の予算にも活用されています。町公式サイト



今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。 三股町長 木佐貫 辰生

【分類】	【No.】	【内容】
〈保健と福祉〉	6	◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします
〈農林畜産業関連〉	7	◆農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します ◆9月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ
	8	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相談〉		◆「行政相談」を実施します
	9	◆「人権相談」を実施します ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	10	◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

防災無線の放送内容が☎や防災ポータルサイトで確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417

【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。

・よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。・発令された警報を確認したい。・町外にいて放送を聞き逃した。という方は☎で音声確認、防災ポータルサイト内で文章確認ができます。



三股町防災ポータルサイトはこちら

防災無線の内容以外にも防災情報を発信しています。

【電話で確認する際の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎ 52-1110 (直通)

重要

◆町役場庁舎南側駐車場の舗装工事を行います

町役場庁舎南側駐車場の半面について、舗装工事を予定しています。

工事期間中は、南側・西側入口からの進入と、工事部分への駐車ができませんので、ご注意ください。町役場を利用される皆さんには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■工事日程(予定)＝

8月28日(月)～9月9日(土)

※台風など天候の影響により日程が変更になる場合があります。

■工事内容＝

- 地図内の赤枠部分について舗装工事を行うため、工事期間中は進入・駐車できません。※バスや緊急車両は通行を許可する場合があります。
- 町役場利用者は、東側入口①をご利用ください。
- 工事期間中の平日は、交通誘導員が交通誘導などを行います。
- 期間中の土曜、日曜も同様に工事部分への進入・駐車はできません。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)をお願いします。

募集

◆三股町文化の祭典「童謡まつり」の参加者を募集します

令和6年2月10日(土)に開催される「三股町文化の祭典」の第1部「童謡まつり」で、童謡や唱歌を歌う参加者を募集します。「歌いたい」という気持ちがあれば、誰でも参加できます。年齢・性別は問いません。気軽にお申し込みください。

■申込期限 = 9月20日(水)(メール可・郵送の場合は期限必着)

■参加条件 =

【定員】13組

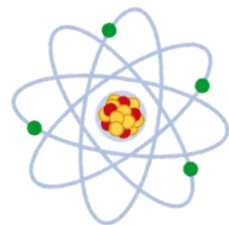
- ① 曲は童謡もしくは唱歌 (※生演奏・アカペラのみ可)
- ② 2人以上での合唱
- ③ 出演時間は1団体5分程度 (予定)
- ④ 団体別の舞台リハーサル(1月予定)および総合リハーサル(2月予定)に必ず参加可能な団体

※出演時間、リハーサル・本番の日程やスケジュールなどは、10月中旬に連絡します。その他、ご不明な点などありましたら、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町立文化会館 ☎:51-3462
メールアドレス:bunka-k@town.mimata.lg.jp
をお願いします。

◆都城高専公開講座「中3から学べる量子力学」の受講生を募集します



■講座内容＝

本講座では、ミクロの世界を支配する量子力学を中学3年生くらいから理解できるように解説します。量子力学は1925年ごろに定式化された理論体系で、現在では量子コンピューターに関連して量子情報理論が盛んに研究されています。講座では、量子力学の興りなど歴史的な話から始めて、物理現象を理解する上で量子力学がどのように利用されてきたか紹介します。詳細は公式サイトをご確認ください。

■開催日時＝

9月29日(金)～10月31日(火) 午後6時30分～8時 全5回予定

回	日にち	内 容
1	9月29日(金)	量子力学の歴史と応用。数学的準備
2	10月 6日(金)	数学的準備と量子力学的状態の記述
3	10月13日(金)	量子力学における測定と確率
4	10月20日(金)	量子もつれと量子情報
5	10月31日(火)	量子力学の拡がり

※日程は都合により変更することがあります。

■募集人員＝ 20人程度 ※申込多数のときは、抽選とする場合があります。

■講 師＝ 都城高専 一般科目助教 野田 宗佑

■場 所＝ 都城高専

■申し込み期限＝ 8月31日(木)までに必着

■講習料＝ 6,400円

■申し込み手続き＝ ファクス、メール・はがき、インターネットのいずれかの方法で申し込みます。電話での申し込みはできません。

※学校の都合により開講を中止または延期する場合があります。

★お申し込み・お問い合わせは、

都城高専 総務課企画係(受付時間:平日 午前8時30分～午後5時)

☎:47-1306 をお願いします。

※募集案内と受講申込書は、都城高専公式サイトからダウンロードができます。



都城高専公式サイト

お知らせ

◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験(第1回)を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム【通称:J アラート】の全国一斉情報伝達訓練(第1回)に合わせて、本町でも情報伝達試験を実施します。

町内各所に設置している防災行政無線のスピーカーから、次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

■日 時＝ 8月23日(水) 午前11時ごろ

■試験方法＝ 防災行政無線(広報塔)を使用します。

■放送内容＝ コールサイン(1回鳴らします)⇒
「これは、Jアラートのテストです。」(3回鳴らします)⇒
下りチャイム(1回鳴らします)

※全国瞬時警報システム「Jアラート」は、国が人工衛星を使い、町の防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシステムです。

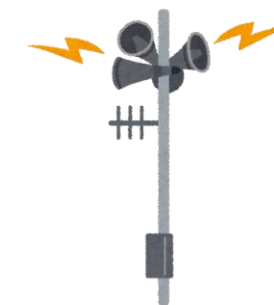
※災害発生や気象状況によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。

中止する場合は、町公式サイトなどでお知らせします。

★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。



◆65歳以上の人は宮崎交通路線バスに1回200円で乗車できる、お得なシニアパスを利用しませんか？

宮崎県在住の65歳以上の人を対象に、宮崎交通の路線バスに1回200円で乗車できるお得な乗車券「みやざきシニアパス」が登場します。

シニアパスの交付には事前受付が必要です。次の日時で、町役場にて事前受付を行います。

■受付日時 = 9月4日(月)・5日(火)
午前9時～正午、午後1時～5時



■受付場所 = 町役場1階ロビー
※9月6日(水)以降は宮崎交通の各営業所での受付となります。

■必要書類 = ①本人確認書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど年齢が確認できるもの)
②カード保証料 500円

■パス交付 = 10月5日(木)以降に町役場総務課で受け取れます。

みやざきシニアパスが利用できる期間
交付日～令和7年3月31日

★お問い合わせは、
宮崎交通バス案内センター ☎:0985-32-0718 または、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

◆チェーンソー特別教育講習を開催します

町シルバー人材センターでは、「チェーンソー特別教育講習」を開催します。伐木作業に必要な学科と実技が学べます。また、3日間の講習を全て受講した人には修了証が交付されます。この機会にぜひご参加ください。

■期 日 = 9月13日(水)～15日(金) 午前8時～午後4時30分

■場 所 = キャタピラー九州株式会社 宮崎教習センター
宮崎市佐土原町下那珂字下ノ山2940番地102

■締 切 日 = 9月1日(金) 必着

■受 講 料 = 無料

■対 象 者 = 60歳以上(令和6年3月31日時点で60歳以上の人)で、
町シルバー人材センターへ入会する意思のある人または
現在会員の人

■申込方法 = 町シルバー人材センターに直接電話でお申し込みください。



★お申し込み、お問い合わせは、
公益社団法人 三股町シルバー人材センター
☎:52-7150 ファクス:52-8715 をお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻^{ひんぱつ}発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1.耐震診断

■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり9万4,000円のうち、国・県・町が8万8,000円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■耐震診断の棟数 =

1棟

※定数になり次第、締め切ります。



2.耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■補助額 =

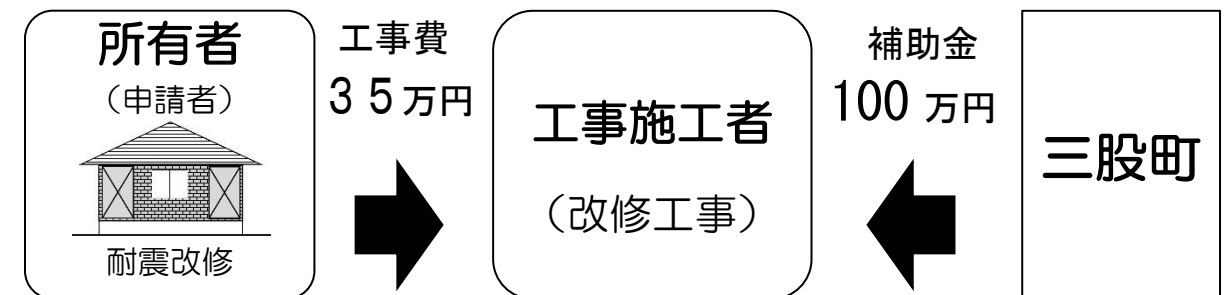
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

○「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用135万円のとき)



※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数 =

1棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆体力テスト【無料】を実施します あなたのカラダ年齢を測ってみましょう！！

毎年好評の体力テストを実施します。

このテストは、国の基準に基づき、自分の体力年齢を計ることができます。

自分の体力を数字でチェックし、今後の健康・体力づくりの参考にしてみませんか。体力テスト終了後にはスポーツ交流会を開催します。

■日 時 = 10月9日(月・祝)

○受付時間 午前9時～

○体力テスト 午前9時30分～10時30分

○スポーツ交流会 午前10時30分～正午



■場 所 = 西部地区体育館

■体力テスト内容 = 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・急歩・立ち幅跳び・20秒シャトルラン など

■スポーツ交流会 = ニュースポーツなどを予定しています。

■募集人員 = 70人程度 (定員になり次第締め切ります)
○20歳以上を対象とします。

■申込方法 = ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④連絡先 を
電話で連絡ください。

■申込期限 = 9月29日(金)



★お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(町中央公民館内)
☎:52-9312(直通)にお願いします。

◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします

※「国民健康保険限度額適用認定証」(以下「限度額認定証」とは入院時の療養などにかかる窓口負担が「上限額」までとなる黄色いカードです。年齢や所得で1カ月の上限額が変わります。

国民健康保険加入者で、入院予定の人は限度額認定証が必要です。限度額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からのため、入院予定月の末日までに、国保年金係(1階 ③番窓口)で手続きをしてください。

■申請に必要なもの =

○国民健康保険被保険者証

○窓口に来る人の運転免許証などの身分証明証



■適用例 =

入院日8月 8日 → 申請日8月28日 → 適用日8月1日

入院日8月27日 → 申請日9月 7日 → 適用日9月1日

■注意点 =

○令和4年中の収入について、申告をしていない被保険者(未申告者)がいる世帯は、上限額が一番負担の大きな区分になります。

○保険税滞納世帯には交付できません。

○過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。ただし、70歳以上の非課税世帯は多数該当がありません。

○現在、長期入院(過去1年間に90日以上)の認定を受けている人は、8月中に申請しなければ長期入院と見なされなくなりますのでご注意ください。

○古い限度額認定証は国保年金係(1階 ③番窓口)へ返却するか、各自の責任において処分してください。

★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) ☎:52-9631(直通)に
お願いします。

◆農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します

農業委員会では、農地保全活動の一環として、農地利用状況調査(農地パトロール)を行い、農地の違反転用と遊休農地の発生防止に向けた次の取り組みを行っています。

○農地の違反転用の実態を把握し、違反者には農地への回復などの指導・勧告を実施します。

○遊休農地は、所有者(管理者)に今後の利用に関する調査を行い、農地の再生に向けた指導を実施します。



農業委員会が行う農地パトロールの際には、農地などに調査員が立ち入ったり、写真を撮影しますので、ご理解とご協力をお願いします。

《農地利用状況調査(農地パトロール)に関するQ&A》

Q. 遊休農地とは？

A. ・1年以上にわたって耕作(農産物の作付け)をおこなっておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。
 ・周囲の農地と比べて著しく低利用となっている農地。(農業委員会判断)

Q. なぜ農地パトロールが必要なのか？

A. 農地は耕作をやめて数年経過すると、原形を失うほどに荒れて、耕作できる状態に戻すためには大変な手間と労力がかかります。
 また、農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂って害虫などの温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、火災発生の原因となるなど近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。それらを未然に防ぐ目的で調査を行う必要があります。

地域の農業者や農地をお持ちの皆さんがこれまで守り続けてきた農地を将来にしっかり引き継いでいきましょう！！

★お問い合わせは、農業振興課 農業委員会(3階 ③番窓口)
 ☎:52-9087(直通)をお願いします。

◆9月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ

■9月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：9月13日(水)・9月27日(水) 時 間：午後1時30分～3時 ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。
場 所	町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)
処理料金	農ビフィルム 1kgあたり11円(税込) ポリ(PO) 1kgあたり33円(税込) その他 1kgあたり55円(税込) ※現金支払い

※分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

※分別方法やその他の内容は、
 町公式サイトにてご確認ください。→



町公式サイト

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

★お問い合わせは、
 農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
 ☎:52-9086(直通)をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

豚熱に感染した野生イノシシの確認が北海道と九州を除く全国で拡大し、7月には、兵庫県の養豚農場で感染が確認され、九州での発生が懸念されています。

また、口蹄疫も4年ぶりに韓国で発生しました。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

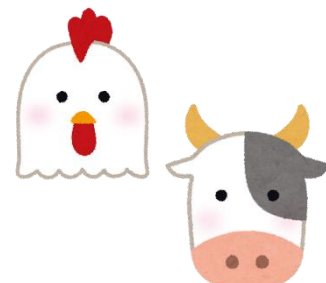
《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しく下さい。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎：52-9088(直通)をお願いします。



相談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守ります
ので、気軽にご相談ください。

期 日	9月4日(月)	9月19日(火)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎：52-1112(直通)をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	9月5日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	おとなり まさはる ぼぼ しんご 大隣 雅春、馬場 真吾 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 にお願ひします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】9月22日(金)
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	【都城市】消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、

- 町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
- 都城市消費生活センター ☎:23-7154 にお願ひします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	9月20日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 =
毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 =
午前9時～午後5時

■場 所 =
町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。